

(別表1)

事業継続力強化支援計画（第2期）

事業継続力強化支援事業の目標

**I 現状**

**(1) 東広島市の自然条件**

(地 勢)

本市は、その多くが賀茂台地と呼ばれる平均標高 200mの台地上にあり、標高 400～700mの山系や山岳から構成されている。これらは急峻なものではなく、比較的傾斜の緩やかな連山である。市の北部は標高約 922mの鷹ノ巣山、約 757mの天神嶽などにより、広大な林野を形成している。

市内には多くのため池が点在している。ため池は、農業用水（全体の約 3 割）の確保という役割を担うとともに、洪水調節、地下水涵養、親水空間の提供といった多面的な機能を有するなど、重要な地域資源にもなっている一方で、これらのため池の中には、江戸時代以前に築造されたものが多く、老朽化が進んでいる状況であり、さらに近年の局地的な豪雨の頻発や大規模地震の発生が懸念される中、ため池の安全性の確保が課題となっている。

また、黒瀬町は平坦地が多く形成される市街地と、その後背地に広がる農業集落や山岳地とで構成されている。

(地 質)

地質は、大半が中世層からなり、花崗岩類が広く分布している。花崗岩類は、他の岩石に比べて一般に風化、浸食されやすいため、砂質土壌の分布が多い。このため、雨水の貯留作用が乏しく、多雨に際して洪水になりやすく、短期間の干天にも被害を招くおそれがある。

(河 川)

市域には、関川、瀬野川、造賀川、入野川、黒瀬川が流れているが、大半は呉市に流下する黒瀬川水系黒瀬川が主流である。黒瀬地域では、この黒瀬川にイラスケ川、笹野川、光路川、神洗川、猿田川、竹保川などの支流が合流している。

福富地域には沼田川が流れており、豊栄地域では沼田川に合流する椋梨川や、三篠川、敷地川、吉原川が流れている。

河内地域は、この沼田川に椋梨川、入野川の各支流が注ぎ、合流点において市街地を形成している。

また、これらの河川は勾配が比較的緩やかであるが、それぞれ支流を分かち相当の水量がある。

一方、安芸津地域には、木谷郷川、三畝川、三津大川、高野川、蛇道川の二級河川が三津湾に注いでいる。

(気 候)

気候は、瀬戸内海気候型に属し、温暖であり年間平均気温は 14.6℃前後、年間平均降水量は約 98.4mmである。しかし、北部地域は、概して低温多雨で積雪寒冷な山間部特有の気候であり、初雪は 12 月上旬頃、終雪は 3 月下旬頃、初霜は 10 月中旬頃、終霜は 5 月上旬頃である。

**(2) 地域の災害リスク**

(洪水：ハザードマップ)

広島県が公表している「洪水ポータルひろしま」及び東広島市のハザードマップによると、黒瀬町を通る黒瀬川流域において、広い範囲で浸水が予想されており、2 m以上 5 m未満の浸水が想定される区域も存在する。当会の立地する場所も黒瀬川流域に近い位置にあり、注意が必要である。

(土砂災害：ハザードマップ)

当会のある黒瀬町は、周りを山々に囲まれている。広島県の「土砂災害ポータルひろしま」及び東広島市のハザードマップによると、土石流被害想定箇所も点在するエリアとなっている。

(地震)

国の地震調査研究推進本部の地震調査委員会が公表する南海トラフト地震の長期評価の地震発生確率の値は、時間の経過とともに高くなっており、今後30年以内にM8～M9クラスの地震が70%程度の確率で発生すると予想されている。また、安芸灘～伊予灘～豊後水道地震においては、M6.7～M7.4クラスの地震が30年以内に40%程度の確率で発生すると予測されており注意が必要である。

(ため池)

当商工会地域には、豪雨時による決壊や地震による決壊の恐れのあるため池が多数存在しており、住宅への浸水等の被害の発生が想定されており、注意が必要である。

(その他)

平成30年7月の西日本豪雨災害において、当商工会地域一帯においても、広い範囲で浸水や多数の土石流が発生し、多大な被害が発生した。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

#### 【防災関連サイト（参考資料）】

◆東広島市ハザードマップ・地震防災マップ

<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/bosai/10/3541.html>

◆洪水ポータルひろしま

<http://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/>

◆土砂災害ポータルひろしま

<https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

◆広島県地震被害想定調査報告書

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kikitorikumi/1181640340970.html>

◆広島県 ため池情報

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/90/tameikeseibi.html>

#### (3) 商工業者の状況

・商工業者数	864人	
・小規模事業者数	702人	(令和元年度経済センサスより算出)
・商工業者の会員数	506人	(R06.04.01現在)

【内訳】

業 種	商工業者の会員数	小規模事業者数	
商工業者	建設業	123	123
	製造業	107	97
	卸売業	5	4
	小売業	58	51
	飲食業	35	35
	サービス業	125	121
	その他	53	47
	合 計	506	478

(4) これまでの取組（第1期計画の実施状況は3）に記載）

1) 当市の取組状況

・地域防災計画の策定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、地域防災計画（基本編・震災対策編）を策定している。計画は随時修正しており最近では、平成31年4月26日に修正を実施している。

・防災訓練等の実施

全国一斉Jアラート情報伝達訓練・緊急速報訓練の実施。

・ハザードマップ等の作成、配布

東広島市ハザードマップ・地震防災マップ他（広域避難場所・避難場所一覧等）を平成29年3月に作成。市役所危機管理課もしくは各支所・出張所で配布。また、東広島市のホームページよりダウンロードができる。

・災害協定の締結

県内外の行政組織と協定を締結し、災害時の応急復旧に対応することとしている。

また、専門的知識、施設を有する民間事業者との協定締結により官民一体で災害に対応できる体制を構築している。

・地域防災リーダーの育成

地域防災リーダー養成講座を開講し、地域防災リーダーの育成を行っている。

・防災備品の備蓄

食料、毛布、ストーマ寝具などの物資を、市内各地域の指定避難場所等に分散備蓄を行っている。

・東広島市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当会の取組状況

・広島県や各種団体が開催するBCPセミナー等への参加協力

・広島県中小企業共済と連携した損害保険への加入促進

・平成30年7月豪雨による災害復旧のための補助事業取り組み

項 目	内 容	必要経費等
小規模事業者被災地型持続化補助金	平成30年度 29事業所 平成31年度 6事業所	上限 2,000千円（国） 上限 250千円（県） （補助率3/4）
広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画	中小企業等グループの参加企業数 企業・団体数 16社 （中小企業者） 13社 （中小企業者以外） 3社	事業に要する経費 89,400千円 補助金申請額 65,760千円 （補助率3/4）

### 3) 第1期計画(令和2年11月1日～令和7年3月31日)の実施状況

#### ①小規模事業者等への自然災害等リスクの周知・各種制度の情報提供や知見の共有

##### 【実施内容】

・巡回/窓口指導時に、各事業所の立地状況を踏まえた自然災害のリスク及び影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済加入等)等について説明を行った。

・商工会の会報やホームページを利用し、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要等を配布した。

(全会員事業所に会報を配布)

・国や県、市、県連等が行うBCP対策セミナー等の開催情報を周知し参加した。

(事業継続力強化セミナー、事業継続リスク啓発セミナー、事業継続力強化支援者向セミナー、事業強化支援会議等)

#### ②事業者BCP策定に関する指導・助言・フォローアップ

##### 【実施内容】

・広島県中小企業共済協同組合と火災共済等の加入促進を図った。

・策定事業者への継続フォローアップ。

・事業継続力強化計画策定セミナーの実施

・専門家によるセミナーを実施した。

#### ③小規模事業者の事業者BCP策定件数(第1期)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
目標件数	0	9	9	9	9	36
実績件数	0	15	10	1	20	46
達成率	0%	167%	111%	11%	222%	127%

※令和6年度は見込み

#### ④実施により得られた成果・今後の課題や改善点

##### 【成果】

・巡回/窓口指導により、各事業所の立地状況を踏まえた自然災害のリスクやその影響を軽減するため取組や対策について説明することで、事前対策の重要性を伝えることができた。

・商工会の会報やホームページを利用し、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性を周知し、その後広島県中小企業共済協同組合と連携し、各種共済制度等の加入促進を行った。

##### 【課題・改善点】

・事業継続力強化計画の重要性の啓発を行ったが、目標に対して策定実績にまでは至らなかった。

・引き続き、BCP計画等の作成の重要性や計画策定後の実効性等についても周知していく。

## II 課題

現状では、自然災害等においては、商工会BCPマニュアルはできているものの、緊急時の取組みについて漠然的な記載にとどまり、災害時の具体的な体制や運用(訓練)ができていない。また、平時・緊急時のいずれかの場合においても事業継続力強化支援に関する対応を推進するノウハウをもった人員が十分におらず、また、役職員への周知徹底・運用が不十分である。

また、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足しているといった、複数の問題が浮き彫りになっている。

感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

第1期計画を実施する中で、次の課題が浮き彫りとなった。

(全般について)

商工会BCPマニュアルを策定の上、緊急時の対応に係る取組・協力体制等の基本的な枠組みの構築等によって事業継続力強化支援を進めてきたが、より実践的・効果的な運用を行うためには、マニュアルの整備・改善等を進める等、法定経営指導員を始めとした職員の経験・知識をさらに蓄積させる必要がある。火災保険など、保険・共済への加入促進についても同様である。

(感染症対策について)

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知などの取組みが必要である。

(BCP策定支援について)

事業継続力強化計画(BCP)の策定支援については、上記(第1期計画の実施状況)のとおり、BCPの重要性の啓発を行ったものの、策定実績は目標を下回った。その原因の一つは、平成30年の豪雨災害から時間が経過するにつれて、自然災害への危機意識が希薄化してきていることもあって、BCP策定に関し、一定の理解は得たものの、策定に動く程の理解を得られなかったことにある。そこで、各事業者の事情に合わせ、また、計画策定後の実効性等と関連付けるなど、より具体的な説明を行うことで、BCP策定の重要性の理解を一層深めてもらい、策定に繋げる取組みが必要である。

### III 目 標

- ・地区内事業者に対し、自然災害や感染症等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
  - ・発生、非常時における連絡体制を円滑に行うため、当会・当市の間における被害状況報告ルートを構築する。
  - ・事業者BCPの作成支援を引き続き行う(小規模事業者を中心とした作成支援を行う)。
  - ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時(感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。)には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
  - ・今期のBCP策定件数の目標は20件とする。
- ※ 第1期計画ではBCP策定件数の成果目標は36件(管内小規模事業者数合計の約5.1%)に対し、実績は26件であった。(平成30年の豪雨災害の際は、策定ニーズは高かったが、時間が経過するにつれ、自然災害の危機意識が希薄化してきているため。)

#### 【成果目標】

業 種	商工業者の会員数	小規模事業者数	BCP作成目標(第2期)	
商工業者	建設業	123	123	5
	製造業	107	97	4
	卸売業	5	4	1
	小売業	58	51	2
	飲食業	35	35	2
	サービス業	125	121	5
	その他	53	47	1
	合 計	506	478	20

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間（第2期）

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と東広島市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。
- ・本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

**< 1. 事前の対策 >**

- ・当会では、平成30年7月豪雨災害で被災し、売上の減少等を経験された小規模事業者が多数あったことから、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。
- ・令和2年に策定した「黒瀬商工会事業継続計画（BCPマニュアル）」について、本計画との整合性を整理し、災害時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、各事業所の立地状況を踏まえた自然災害のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・商工会の会報や、東広島市の広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、障害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、不確かな情報に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 黒瀬商工会の事業継続計画の作成

- ・当会は、商工会自身が被災した際もただちに地域小規模事業者の支援が行えるよう、自身の事業継続計画を作成する。
- ・内容は、別添「黒瀬商工会事業継続計画（BCPマニュアル）」のとおり。

3) 関係団体等との連携

- ・広島県中小企業共済協同組合及び全国商工会連合会が協定を結んだ損害保険会社等に

専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険等の紹介等を実施する。

- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等の取組状況の確認と継続支援を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、東広島市との連絡ルートの確認を行う。（訓練は「黒瀬商工会事業継続計画（BCPマニュアル）」に沿って実施する）。

## < 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、BCPマニュアルをもとに下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

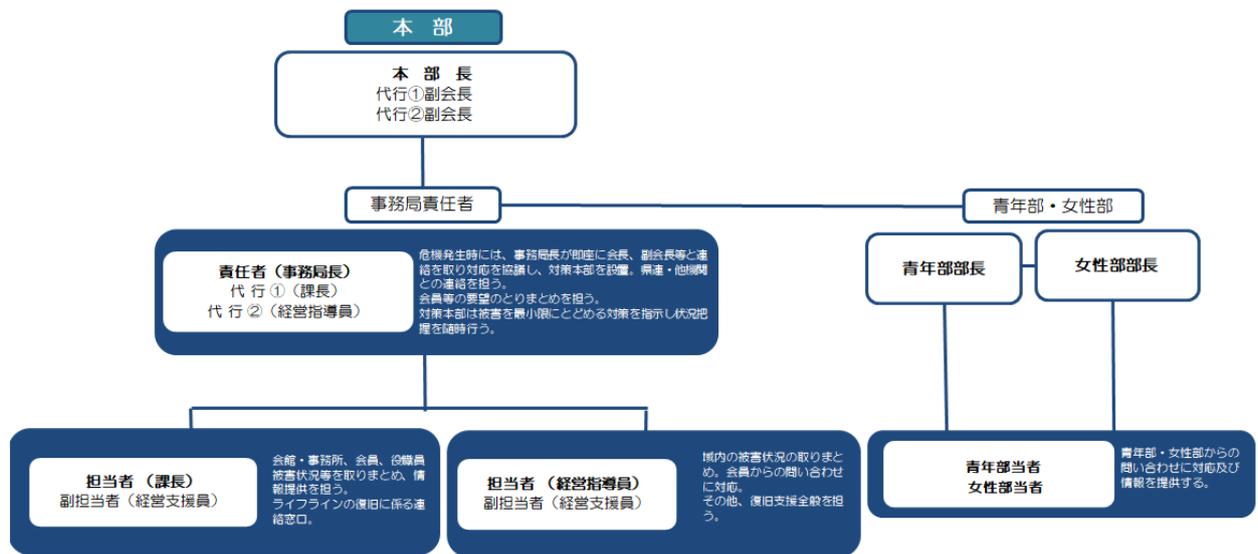
1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 24 時間以内に職員の安否確認を行う。
- ・「黒瀬商工会事業継続計画（BCPマニュアル）」に記載のとおり、アプリ等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と東広島市で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と東広島市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
なお、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、10 日以内に情報共有する。
- ・職員に対しての事務連絡は、非常時連絡網で、LINE、電話、メール等で情報伝達を行う。

■非常時連絡網（＝対策本部機構図）



非常時連絡網は、危機発生時において、そのまま対策本部の機構図となるため、会長や事務局長、職員が不在の場合も想定し、代行者を2名程度、予め決めておく。  
 一人で複数の役割を兼務する場合も考えられるため、各担当者の基本的な役割内容も明記しておく。  
 本部長である会長の代行者は、副会長、理事の順に決定しておく。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

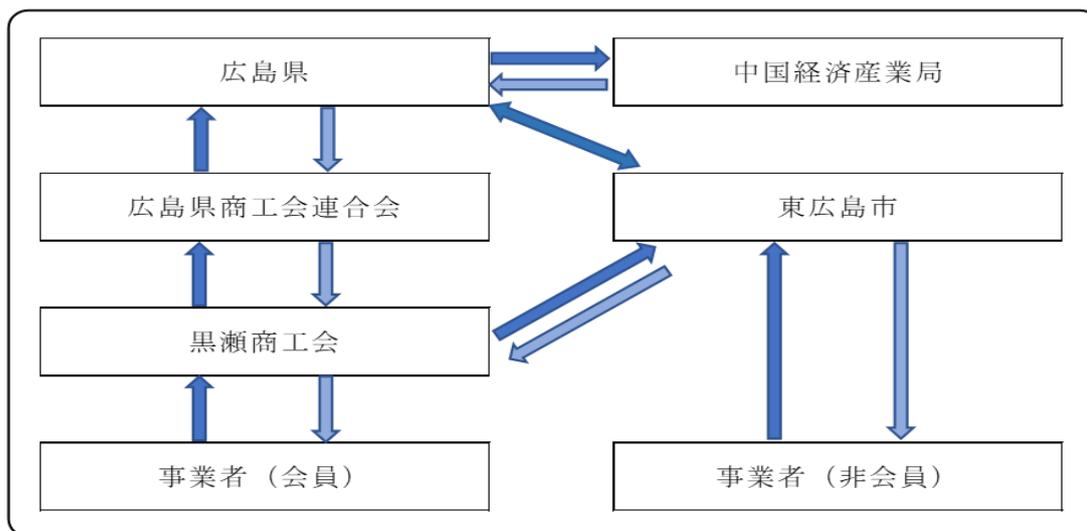
- ・本計画により、当会と東広島市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1週間に1回共有する
1ヶ月以降	2週間に1回共有する

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と東広島市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と東広島市が共有した情報を、県の商工担当部署へ報告する（メールまたはFAX）。
- ・当会は、広島県商工会連合会の「商工会災害情報報告システム」に入力した被害状況を活用し、東広島市の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市町が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当市町より県へ報告する。
- ・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



#### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、東広島市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や広島県、東広島市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

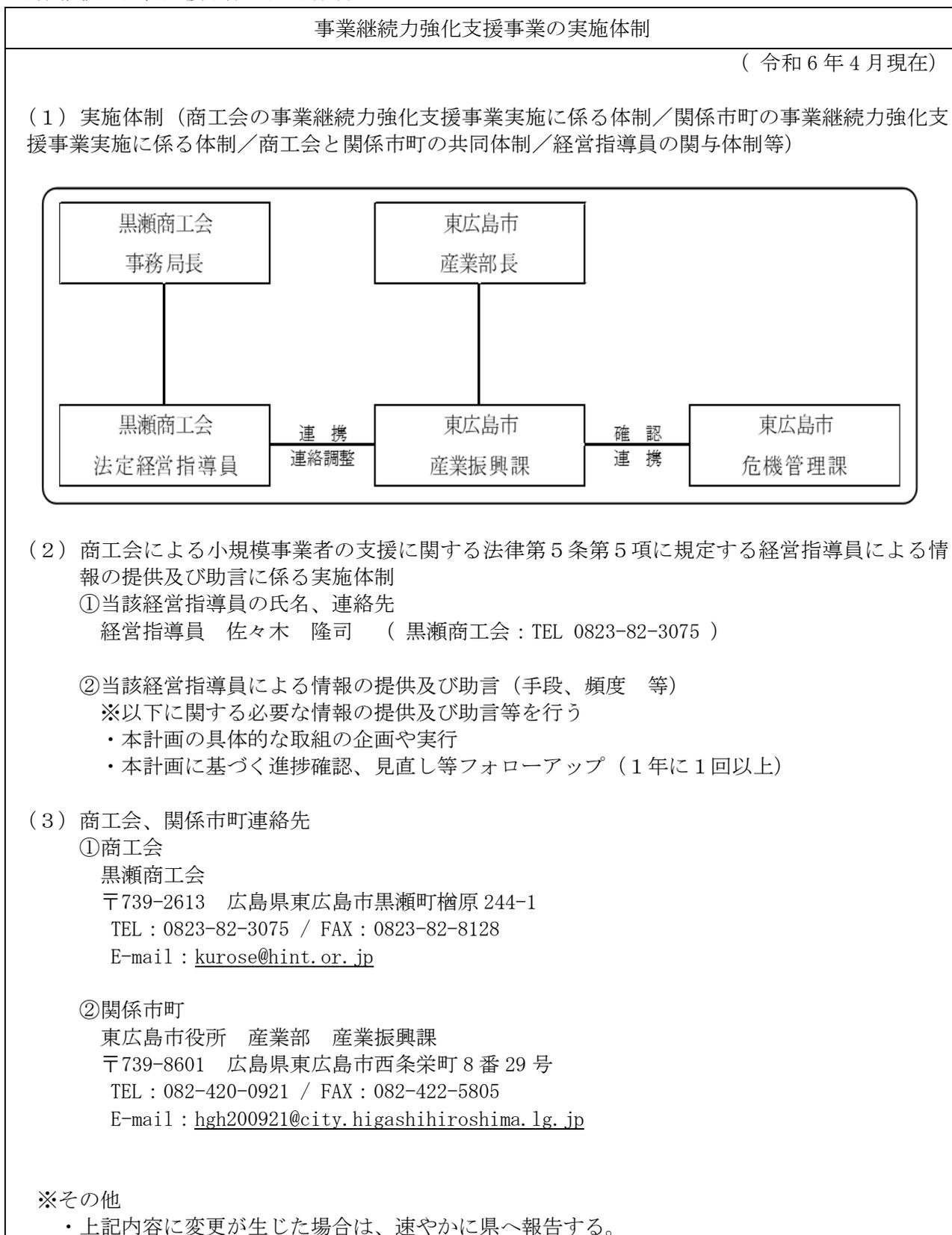
- ・広島県及び東広島市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県や市町、広島県商工会連合会及び全国商工会連合会等に相談する。

#### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	900	900	900	900	900
・ 専門家派遣費	200	200	200	200	200
・ 委員会運営費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	340	340	340	340	340
・ パンフチラシ作製費	90	90	90	90	90
・ チラシ配布郵送費	100	100	100	100	100
・ 備蓄等消耗品費	70	70	70	70	70

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
① 広島県「小規模事業指導費補助金」 ② 東広島市「商工会運営補助金」 ③ 会費収入 ④ 特別賦課金、受託料 ⑤ 国補助金収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
(該当なし)
連携して実施する事業の内容
① ② ③ ・ ・ ・
連携して事業を実施する者の役割
① ② ③ ・ ・ ・
連携体制図等
①   ②   ③